

**平成30年度 第4回八代市農業集落排水処理施設事業及び
浄化槽市町村整備推進事業審議会 会議録**

【日 時】平成30年10月4日（木）午後2時00分～午後3時50分
【場 所】東陽支所2階会議室
【出席者】委員14名
【公開状況】公開
【議題】農集、浄化槽使用料について

【第4回審議会】

- ・議事 1. 諮問事項について
- 2. 答申書について

【審 議 内 容】 ・諮問事項の説明及び質疑
・答申書（原案）の説明及び修正

（議事録）

会長：皆さん、こんにちは。ただいまから平成30年度第4回八代市農業集落排水処理施設事業及び浄化槽市町村整備推進事業審議会を開催致します。まずは、事務局より、会の成立について報告をお願いします。

事務局：皆様こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は審議会委員15名中14名の出席でございますので、八代市農業集落排水処理施設事業審議会及び浄化槽市町村整備推進事業審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立したことをご報告いたします。

会長：はい。ありがとうございました。それでは早速議事に入りたいと思います。今回も審議がスムーズに進みますよう、ご協力をよろしくお願いします。前回、浄化槽の事業所においては使用料対象経費の100%を賄う料金にすること。ただし、公民館、集会所等は最低の金額でということが決まりました。それから、一般家庭の料金体系は現行の人槽、人数制から、人数制に変更すると決まりました。残っているのは、いろんな基本料金、世帯員割の金額がある訳ですけども、それをどれにするのかというのをまず最初に決めたいと思います。お手元に資料があると思いますが、事務局より説明をお願いします。

事務局：（説明概要）

資料①から④、について

会長：はい。ありがとうございました。今の説明をお聞きになりまして、何か質問等ございましたらお願い致します。

委員：資料の質問じゃありませんが、この前の会議の後、家に帰ったら請求書兼口座領収書が送られてきていた。だれが、どのように出しているのか分かりますか。7人槽の3人家族でいくら払っているか分かりますか。前回7人槽の3人世帯で、5, 210円払っている、おそらく消費税も入っていると思うけど。ところが、表にも書いてあるが、7人槽の3人世帯で、4, 830円と書いてあるが、税込みなのか、税別なのか。

事務局：4, 830円は税抜きです。この表は全部税抜きで表示しています。

委員：そこは、はっきりしていた方がみんな分かりやすい。

事務局：それは領収書ですか。

委員：はい。請求書兼領収書と書いてある。

事務局：それは、消費税込みで請求を行っていますが、資料については税抜きで表記しています。申し訳ありませんが、ご理解をお願いします。

委員：大体、この金額は平成28年5月に改定され上がっている。今上げようとしているのはこれよりも下なんですよ。下がっているのに回収率が100%に到達するのだろうか。

会長：おそらく、今まで払いすぎていたと思えば良いです。

委員：だから、それをどうするのか。

会長：今回は、浄化槽に係る全部の費用の93%を使用料で賄いましょうということで、人数ごとにいくら払えば良いかというのを決めようとしている訳ですけども、これよりも安くなる可能性はないことはない。トータルで93%は必ず確保しますので、今日もらった資料の一番下の回収率93%とありますので、浄化槽に係る全体の費用の93%を賄いましょうという事で、あとは人数で料金を徴収しますので、それらを全部合わせると93%になるということです。

委員：その料金は税抜きですか。

会長：それは税抜きです。実際にかかるのは、それに1.08をかけてやれば税込みの金額になるということです。4, 830円に1.08をかけると5, 210円になる。

事務局：参考資料③を見て頂きまして、7人槽3人世帯を横に見て頂きますと、左から現行使用料、これはあくまでも税抜きです。4, 830円になり、パターン①ですと税抜き5, 014円になり、現在より184円の増になる訳です。ですから委員さんのご家族ですと、① から④のパターンに当たっても現行より下がることはないということです。

委員：じゃあ、私の勘違いだった。

事務局：すみません。よろしくお願いします。

委員：勘違いというか。

事務局：税抜きと税込みになっていたものですから。申し訳ありません。

委員：これは特例以外ではいけないんじゃないか。年1回か半年に1回で、あとは家族の事情で変わった時に連絡するくらいで良いんじゃないか。周りの意見もあったので。私が話したのは農集の人だったけど、あれは何にもならないんじゃないか、どうせ集めるんだから。滞納とか人数が変わった時の連絡用で、年1回くらいで良いんじゃないかと。

事務局：使用料につきましては、毎月調定を上げて料金が確定した後に皆さんに通知しないと、たとえ口座振替であっても勝手に口座から引き落とす訳にはいかない、口座から引き落とす通知をしないといけないんです。領収書につきましても口座引き落としした履歴が残るので必要ないでしょうが、空いたスペースに領収しましたというお知らせをお送りすると、経費はかかりますが、やらせて頂かないといけないと思っています。

会長：今の問題は、意見が上がって事務局で検討してみて下さいということでいいですね。審議会ではああしろ、こうしろとは言いません。

委員：ハガキ1枚でも経費はかかろうから。

委員：今は携帯でWeb明細といってインターネットで見られるようになっているから、それがいらなくなっている。それをなくすにはそういう体制を整えないと、マイナンバーでも入れて自分の金額がネットで見れるようにならないと無理かな。

会長：希望者には安くするとか。

委員：それはかえって面倒。

会長：郵便代は知らない訳だから。

副会長：犯罪が横行しているから、役所としては確実にお伝えしたいと。

会長：一般家庭の浄化槽使用料については大きく分けて2パターン、7、8、9人と上げていくのか、これまでは6人で据え置いていた経緯はあります。だから合計8パターンですね。何か意見はありますか。

委員：6人で据え置くパターンが良いと思います。大人数世帯では実際かかる経費以上に多く料金を支払っているのでは不満はある。

会長：いま、大人数は使用料対象経費以上に払っているの、6人で据え置いてはどうでしょうかという意見ですけれども。じゃあ、6人で据え置くという案でよろしいでしょうか。

各委員：【同意】

会長：はい。

副会長：それで会長、今そういうことで落ち着きそうだけど、事務局はどのパターンを思っていたのか、聞かせてみて。

委員：事務局は言えない。言えればおかしい。

副会長：いや、いや言ってみてよ。

事務局：作成しているところからいくと、パターン②の6人据え置きが一番しっくりくるのかなと思います。といいますのは基本料金を決めたのも、5人槽の0人世帯が一番安いところでしたので、ここに7.5%を加えさせていただき、これを基本料金に決めさせて頂いた。事務局としては基本料金の算定基礎もはっきりしているし、世帯員割の幅も一番少ないところになっているのかなというところです。

会長：事務局としてはどのパターンでも収入の金額は変わらない訳ですので、あとは私たちがどう思うかですが。

委員：私は会長案の6人据え置きがベターだと思います。元々3,710円の前の数字の考え方がはっきりしていないでしょう。

事務局：何で3,450円になったかといいますと、それは前回の・・・

委員：維持費や事務費にどれだけかけて、3, 450円になった。その辺のこと。元々はつきりしていないので、この際会長案の6人以上据え置きがベターだと思う。

委員：パターン③のほうが根拠がしっかりしていると思う。法定検査料は固定でかかる部分なので、そこをベースにして世帯人数を上げて6人以上据え置きで。

会長：今パターン①、②、③が出ました。

委員：先ほどの3, 450円に7.5%かけるというのは、前回決定しているとはいえ、根拠が見えないですね。

会長：3, 450円というのはしっかりした数字です。清掃費と維持費と資本費を合わせると5人槽にかかる経費は3, 450円、これは満額です。5人槽の3人が4, 650円で、これが満額ですね。ただ、3, 450円は意味のある数値ではない。パターン③の3, 520円の基本料は法定検査料を根拠にし、3, 520円と4, 000円を比べると、6人で6000円くらい違う。ただ基本料金が低い金額だと、家族が増えるに従って多くの金額を払わなければならない。4, 000円だと、その分大家族でも少しは低くなると思う。委員さん、パターン③の根拠をもう1回言って頂けますか。

委員：法定検査料を改定の金額にした。

会長：法定検査料を基本料にする根拠もない。

委員：法定検査料という名目だけで、明確なものはない。法定で決まっているということですね。

会長：法定検査料と清掃費まで合わせると、4, 000円くらいになる。パターン①という意見が上がってますが、いかがいたしましょうか。

委員：5人以上は実際の清掃費の上ですね。それ以外はかなり金額が多くなるんですね。大世帯からかなりの不満がある、パターン①でさえ5人で上げるのは上げざるを得ないけど。

会長：意見を言っていない方、どなたでも結構ですので。

委員：パターン①でいった場合、5, 6, 7人槽の場合は10%程度の改定率になってしまいますけど、実際7.5%と言っているのに10%に増えるというご批判を受けるのかなと・・

会長：実は、7.5%を表に出すのが良いかどうか分からない。7.5%という意味は実質何も関係していないと思う。事業所については100%となり、一般世帯ではどこをもって7.5%になっているのか分かりづらい。

委員：93%にするために7.5%では。

会長：だから93%というのが意味のある数値ですので7.5%にこだわる必要はない。

委員：パターン①が一番平均だろうと思います。人数が多くなっても少なくとも最も平均的で納得する数字じゃなかろうかと思います。

会長：委員さん、何かご意見ありませんか。

委員：私の場合はパターン②が良いかなと。

会長：分かりました。委員さんは。

委員：私は、特にありませんが、公平であれば良いと思います。

会長：出来る限り公平な料金だと思います。難しい。

副会長：今、委員さんから貴重な意見だと思ったんですが、私たちは、一人はみんなのために、みんなは一人のために、そういう審議会をしているなとつくづく思い出しました。有難うございます。

委員：世帯員割の範囲ですが、県下市町村浄化槽使用料比較表で、分布が世帯員割が500円から700円くらいに分布している。だから、それくらい取っても良いのかなと。そうすると、パターン①が346円、パターン②が453円、パターン③が523円、500円くらいで持ってきても他の市町村と比べても、同じくらいの金額で良いかと。

会長：実は基本料金をいくらにするかということで93%という回収率を目標にしていますので、基本料金が決まれば世帯員割は決まるんですね。世帯員割を700円とかにするためには基本料金を安くしないと700円とかにはならないんですね。基本料金を高くすると世帯員割はこういう風に小さい値になる訳です。みんなで出来るだけ公平にという考えがあるんじゃないですか。

委員：あの。頭の片隅に、浄化槽の使用料の場合は実際にいくらいるんだというのを入れてもらわないと困る。

会長：それもみなさんご存じだと思います。

委員：分かった上で、益々金額を上げれば世帯の多いところは負担がかかってくる訳です。だから頭の片隅に入っていればそういった答えは出てこないはずですよ。

会長：人数制だから、何人槽であろうと5人のところは同じ金額。だから、ある程度できるだけ公平にという意識を持って臨んでらっしゃると思います。それでもやはり決めないといけませんので、4,000円だろうと3,500円だろうと、どちらでもご自由にというか、今まで小人数を手厚くしていたので、今回は大人数のほうにちょっとシフトするのが良いのか、色々考え方がありますので、これは、というのを決めていただきたい。ただし、ある程度納得してもらわないと決まるものも決まらないと思いますので。

委員：泉の場合、人口が1,868人で半分以上が年金生活者です。世帯の平均が2.3人だったと思います。ですから、一人暮らしだったり二人世帯がどんどん増えて行ってる訳です。第1回の審議会で、一人暮らしの高齢者で年金暮らしの人の負担を減らしたいと、冒頭に言いました。そういった中で最も少ないのがパターン③なんですね。6人以上据え置くということで、大人数に配慮している部分があります。ですから私はパターン③が良いと思います。

委員：パターン④というのは農集案の料金で2,936円が同じで、そこに93%にするためにはこういう風になるということ、ちょっと高かったから。

委員：農業集落排水とはそもそも違うので、パターン④は論外。ただの参考。

会長：2,936円は93%も満たしていないので。

委員：いや。どこまで同じなのかなと。

会長：農集とピッタリ一致するとスッキリするけども、一致しない。3,520円と4,000円と3,710円の案が出ましたので、中間くらいでどうでしょう。とことん議論してパターン①、パターン③でいくというのが一番スッキリする。

副会長：6人以上は据え置きだから。

会長：これはもう決めて良いですね。だから下の段ですね。

委員：何か説得力がない。

会長：3,520円も、3,520円だけでなく、清掃費も加えた上で基本料金にすれば皆さん納得する。ちょっと計算してくれませんか。3,520円と12,000円と40,000円を足して12で割ると・・・

事務局：6万6千・・・

会長：いや。これを12で割ると。あと法定検査は年間ですか。

事務局：年間です。

委員：パターン③で法定検査料を金額に上げていること自体おかしい。毎月あるなら入れても良いが。

事務局：会長、ここで休憩を入れていただいて数字を整理しましょうか。

会長：はい。色々議論して、3,710円とか、この10円とかいらないと言えはらないし、3,800円にしようとかで別に良い訳で。じゃあ、すみません。10分休憩して、その後決めたいと思います。

－ 休 憩 －

会長：審議を続けたいと思います。休憩時間に色々とお考えだと思いますが、ご意見お願いします。えっと、5人槽で、法定検査料3,520円と点検費12,000円、清掃費40,000円は業者に払う金額で必ずかかります。これを足して12で割ると月額4,600円くらいになります。4,600円を基本料にすると少人数家族に対して手厚くするという方針に反しますので、4,000円より下の4,000円とか3,800円とか、この辺が基本料金で良いんじゃないかならうかと。副会長さん、どうでしょうか。

副会長：はい。私も同感でございます。何でもやっぱり落とし所とかあります。だから基本料金を3,800円にさせて頂いて、そして下段②のパターンでどうでしょうか。

各委員：了承。

会長：じゃあ、基本料金3,800円、世帯割については事務局に計算して頂いて、おそらく4000円くらいですかね。

事務局：そうですね。概ねそれくらいの計算になるかと思います。

会長：はい。それは皆さんが納得していただければ。これは基本料金が決まれば世帯員割は 93%の回収率にするためには決まりますので、再度確認しますが、基本料金 3,800 円をお願いします。それでは次にですね・・・

委員：これは次の改定の場合は基本料金をまた 7.5%上げるという理解でよろしいですか。

会長：おそらく 100%の回収率にするためには基本料金だけを上げる手もあるけど、全体を上げるということになろうかと思います。それは資本費とかが下がっているから、おそらく 7.3%は上げざるを得ない。農集は基本料金と世帯員割両方上げています。次回 7.5%ずつ上げると回収率 100%になるという試算だったんですが、7.5%が崩れたんで。崩れたというかどこを持って 7.5%か分からなくなったので、おそらく次回は 7.3%くらいで 100%の回収率になると思います。ですからもう 1 回は料金改定をして上げざるを得ないと思っています。もう人槽を取り払ったので、今度は人数での改定なので、次回はこんなに複雑じゃないと思います。それでは他に資料がありますので、答申書（案）を読み上げて頂いて、ここはおかしいとかご意見を頂きたいと思います。事務局からの案をお願いします。

事務局：【答申書（案）農集、浄化槽読み上げ。】

会長：はい。ありがとうございます。今読み上げていただいた答申書（案）について、ここはこういう風に変えていくとか、いろんな意見があろうかと思うしますので、ご意見がありましたらお願いします。

委員：付帯事項の①で前回同様というのはいらないじゃないか。前回よりも変わっていますから、より一層とか、とにかく周知を心がけるでよい。前回同様は外して・・・

会長：両方とも。農集は 3 ページ、浄化槽は 6 ページの①の前回同様を外す。

委員：それと、農集の方は改定率 7.5%で揃っているけど、今度浄化槽を改定したとき改定率は変わってくるのか。

事務局：そうですね。参考資料④みたいになりますね。

委員：そうすると、何でこんなに・・・みたいな反応が出る。そうじゃなくて、もしパーセントを書くのであれば、何でそうなったかの説明がある。あるいは改定率より回収率 93%にするみたいな表現にしたほうが良い。

会長：はい。私もちょっと思ったんですけど、今度、人数制にしたので前の料金を書く必要があるのか。今度の料金、基本料金と世帯員割だけでよいんじゃないか。どこが7.5%か分からないから、それはどうなんですか。

事務局：答申書に持ってくるべきなのか、後ろに参考資料として示すべきか・・・

委員：比較じゃなくて参考資料で、今回は考え方が変わったので。

事務局：初めて示したので、あとは審議会の中でここはいるとかいらないとか考えていただければという事で、今回お示ししたところです。

委員：これは一般家庭以外ですけど、こんなにパーセンテージが違いますからね。

会長：事業所についてはこのままで良い。

委員：このままで良いですが、こういう形になる訳でしょう一般家庭も。

会長：一般家庭についてはもう基本料金と世帯員割0、1、2、3、4、5、6人以上の表だけで良いんじゃないですか。どうですか、1ページの下から9行、ちょっと読みますね。

「平成31年度から4年間では諮問通り現行と比べて平均改定率7.5%の値上げが必要です。ただし諮問を受けて一般家庭・・・」とあるんですけど、多分、7.5%ではないと思います、事業所は回収率100%になるので。

事務局：今回お示しした参考資料は事業所が100%というところを鑑みまして、総トータルで平均改定率7.5%というのは維持しています。

会長：そうですか。それはおかしいですね。今までの一般家庭を7.5%上げたら93%になったという説明はあったが、事業所についてはもっと上げた訳ですから、7.5%を下回らないと計算はおかしい。

事務局：事業所分は100%ですけど、それを含めたところで一般家庭に7.5%のアップの分の差額を加えるので、両方合わせて7.5%のアップをしたという説明になります。

会長：その説明は7.5%にならないはずですよ。言っている意味は諮問書には事業所も一般家庭も7.5%上げると書いてあるんですけど、事業所については100%にした訳ですから、7.5%以上上げている訳です。ですから、全体的に7.5%を下回ったんです。全部7.5%上げれば、7.5%上げたという事になる訳ですけど、事業所については100%の見込みがある訳でしょう。トータルでは93%にしているというか7.5%になっている

のかもしれないですね。だから7.5%というのを表に出さないで、4年間は使用料の値上げにより93%の使用料回収率は必要と考えますとか、7.5%を表に出さなくても93%が意味ある数値なんですよ。

副会長：後で会長と事務局で打ち合わせをしてくれ。

会長：それと、答申内容で平成31年度93%、平成37年度100%にするためには、今回平均改定率7.5%は妥当である。このところは、7.5%を表に出さなくても、値上げにより得られる93%の使用料回収率は妥当な値である。これでスッキリさせたがいい。参考としていろんなパターンの改定率を挙げられているが、それを見て、どこを見て7.5%になってるのかというのを一般の方は分からないので、トータルとして93%の回収率にしました。諮問書としては7.5%上げれば回収率93%になると書いている訳なので、93%は妥当である、という書き方でよろしいですか。

事務局：市の立場としまして、諮問自体は7.5%アップというのを示しておりますので、出来ればどこかに7.5%という文言を入れていただければという思いはございます。

会長：納得できないですが、7.5%が本当になっているかどうかを数値として示していただければ、おそらく7.5%になってるだろうけど、7.5%上げたから93%の回収率になるのは不明だ。

副会長：答申書の文言は会長と後で打ち合わせを。皆さん。そうでしょう。

委員：事業所が100%になってもあまり変わらない、事業所が少ないから。

会長：7.5%が人槽人数制から人数制に変えたので、各世帯が7.5%になっているかどうか全く分からない。これまでは、例えば5人槽の6人世帯のところは7.5%上がっているという訳ではない。個々を見ないと分からない訳で、中には下がっているところもある。

委員：7.5%は前回の金額が7.5%上がりましたという要求。7.5%上げたいという・・・全体としてという表現、一般家庭以外には説明したほうが良いですよ。次回を待たずに今回100%にしましたという事を。

会長：大幅に変えたところを（１）の下に（２）を付けて、「事業所については使用料対象経費100%とし、公民館、集会所等については利用者が特定できなかったため改定使用料の最低額とした。」こういう文言もいると思う。

委員：家庭用でも前の人槽人数じゃなくて、こういう形にしましたという・・・基本料金を

設定し、全体として7.5%のアップを達成しましたと。

会長：今、委員さんと私が言ったことは事務局と話し合いまして適当な文言を考えまして、出来るだけ早くお送りしますので、それについて意見を出してください。

委員：付帯意見の浄化槽で、4項目は当然あるんですが、①で、前回同様というところと、参考までにお聞きしたいんですが、浄化槽整備率6割という事ですが、計画も含めて何かあるんですか。毎回上がると思うんですよ。

事務局：整備率6割といいますのは、東陽地区、泉地区で事業が始まった際に、当初の計画基数が700基、それで現在までに427基の設置がありますので、整備率6割としています。

委員：具体的に最終目標は100%でしょうが、整備推進をするよう適切に行うこととあるが、具体的な計画があればとか表現できないか。

委員：広報活動は何回かされているので、それを充実してもらおう。未設置のところは何回か広報は配ったことはある。

委員：利用者が増えれば安くなる可能性はある訳ですからね。

委員：車も行かないようなところに家もあるし、なかなか難しい。

委員：具体的な中長期的な計画が、整備率を上げるような方策があるのかなと、これなら文言だけで終わってしまう。

委員：これまで何回か広報はあったが、全然変わらないので、もう一つ踏み込み、みんな同じにして、前回もお願いしたが、課の方から足を運んでもらって。100%は無理だと思うけど、5年後は全部払うようになるので、そういう意味を説明してもらって、あとは一軒一軒の気持ちでお願いしたら良いと思う。今は回覧で回ってきても全然変わらない。今度の改定の後も回覧で回されると思うけど、それでも同じだと思うので、1回足を運んでもらって後は家庭の状況だと思うので、皆さん納得されていると思う、みんな一生懸命なので。

副会長：事務局。今、貴重な意見があつて、1回足を運ばないといけない、お世話だけど。

事務局：はい。これは両方という意見で良いですか、農集と浄化槽と。

委員：そうです。

委員：具体的な目標を設定するだとか、目標に向かって広報活動をするとか。そう言った事が出来るんじゃないかと思う。ここが適切に行うという事で、大雑把な表現なので、もうちょっと具体的に再検討したほうが良い。

会長：今のは浄化槽の③と、農集については、特にはないですね。

委員：一緒に良いんじゃないか。

会長：じゃあ聞きますが、浄化槽事業については10割という事は可能ですか。可能じゃないですね。だから適切という文言を使っているんでしょうね。だからこれをもう1つ進めた表現ができて、市の職員も少人数だから、頻繁に通うわけにはいけないので、でも最大限の努力をしていただくという事を浄化槽の③に入れる。

委員：例えば具体的な方策を検討するとか、整備率の向上に努力するとか、100%にはならないと思いますが。

会長：要するに具体的な目標が立つかどうか。

委員：今が精一杯だと思う。もう80歳以上の高齢者が一人暮らしなら誰も住まない。

委員：新築や改築のタイミングしかないと思います。

事務局：現状を申しますと、設置される方からの申請が必要になり、分担金や排水設備等のお金も必要になります。昨年度が3基、今年度は現在まで2基という現状で、若干伸びしろはあるかと思っていますが、現状とすればかなり頭打ちになってますので、引き続き努力はさせていただきますが、なかなか難しいという事をご認識いただきたいと思います。

委員：私の家の隣に、臭いから浄化槽にしてくれと言ったら、設置されました。それとは別ですが、④の滞納整理ですが、どういう形で、支所職員とか税務辺りと一緒に行くとか、どういう形ですか。

事務局：現在は、まず督促の通知を出します。ずっと払わない方には催告状を年に3回送りまして、一旦猶予期間を置いて、場合によっては納付書を同封し、それでも連絡がない場合は担当職員と支所担当職員と一緒に自宅を訪問しています。なかなか一括とはいかないので、分納誓約書を取って対応しているところです。

委員：浄化槽にせよ農集にせよ滞納というのはもってのほか、払っている人がバカみたいだ。

話に聞けば罰則もない、電気、水道なら止められるが、止められないのでゴネ得になっているので、なるだけ取れるように個別訪問も何度もするとか、頑張ってもらいたい。

事務局：ご意見有難うございます。現状を申しますと、両方とも現年で収納率 97.7%になり、2.3%が滞納されており、使用料負担の公平性のことから全ての方が納付していただくのが原則ですので、こちらとしても努力させていただきたいと思います。

委員：先ほどの整備推進のところで、今、現状で未整備のところは広報は何かされてるんですか。

事務局：広報紙に折込チラシを入れて促進を行っているところです。

委員：具体的にチラシやパンフレットを置いていくという事は。

事務局：しておりません。市報に折込チラシを入れて配っているところです。

委員：回覧でも回ってきますね。

会長：浄化槽については③の文言をちょっと検討させてもらって。農集と浄化槽の④、滞納者につきましての文言についても若干検討させていただきたいと思います。

それでは、終わります。

（会長挨拶）

一言ご挨拶申し上げます。長いこと皆さんありがとうございます。何とか意見をまとめることが出来、あとは若干の文言を整理しまして、答申とさせていただこうと思います。今回の審議会は非常に難しかったと思います。人槽とか人数制とか。副会長の言葉にもありましたが、出来るだけ公平なという立場で私たちは審議に臨んだと思っています。今後は市民の方へのPRを含め健全に運営されるように、最後に皆さんの健康とこれからの活躍をお祈りいたしまして簡単ですが、挨拶といたします。どうもありがとうございました。

事務局：会長をはじめ、委員の皆様方、大変お世話になりました。それでは、最後に、建設部総括審議員兼次長からお礼のご挨拶を申し上げます。

（挨拶）

事務局：以上を持ちまして、平成30年度八代市農業集落排水処理施設事業及び浄化槽市町村整備推進事業審議会の全日程を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。